令和８年（フ）第７７９号
福岡県遠賀郡岡垣町公園通り１丁目13番１号はーとらいふ岡垣、前住所福岡市博多区住吉４丁目30番９号　住吉マンション　101号
債務者　尾形亜由美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８０２号
福岡県中間市扇ヶ浦４丁目５番１号　ルミエール扇ヶ浦201号
債務者　首藤　文夫
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１７４０号
さいたま市大宮区上小町158番地
債務者　白石　和人
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５９８号
埼玉県越谷市千間台西４丁目９番地10　第二ロワールピアＡ－102、旧住所横浜市都筑区中川１丁目19番25号　露木中川ビル503号
債務者　風見　健志
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１３９３号
札幌市西区八軒10条東１丁目１番47号　ピノノワール202号
債務者　髙尾　拓磨
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６２１号
北海道石狩市花川南２条２丁目260番地　結の家豊寿第２
債務者　石田　則子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６４５号
札幌市清田区里塚３条３丁目22番８号
債務者　原　　陽希
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６５４号
札幌市東区伏古２条５丁目５番10号　ステートリラ203号
債務者　石田　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６９９号
北海道千歳市信濃４丁目２番46号　メゾンドマリコール１Ｃ号
債務者　工藤　千沙（旧姓横田）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７２３号
札幌市手稲区前田１条７丁目２番23号　ハイツ菅原102号
債務者　村山　龍将
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７３５号
札幌市北区新川西３条５丁目９番２号
債務者　岡元　真弓
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７４１号
北海道千歳市春日町１丁目３番２号
債務者　加藤　和美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７７２号
北海道石狩郡当別町弥生6564番地50　ビラ・ニシカワ202号
債務者　井田眞智子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９２号
北海道北広島市高台町７丁目３番地１　Ｅ３－307
債務者　谷本真由美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９７号
札幌市中央区南20条西12丁目２番30－503号
債務者　溝口亜希子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８０６号
札幌市手稲区西宮の沢４条４丁目２番１号
札幌田中病院
債務者　土永　厚司
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８７５号
札幌市中央区南８条西６丁目７番地24　アン・セリジェ壱番館1123号
債務者　庄司　将大
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部